

学 則

学校法人エイシンカレッジ

ク レ ア ヘ ア モ ー ド 専 門 学 校

第1章 総則

(目的)

第1条 クレアヘアモード専門学校（以下「本校」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び美容法（昭和32年法律第163号）第1条に基づいて、美容師に必要な知識・技術及び態度を修得させ、美容師の質の向上に資すること、並びに公衆衛生の向上及び増進に寄与する優れた人材の育成を行なうとともに、職業人としての美容師を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、クリアヘアモード専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の所在地は、新潟県長岡市殿町1丁目5番9とする。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(学科)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、定員及び在学年限は次のとおりとする。

| 課程 | 学科名 | 修業年限 | 入学定員 | 学級数 | 1学級の定員 | 総定員 | 総学級数 | 昼夜の別 |
|--------|-----------|------|------|-----|--------|-----|------|------|
| 衛生専門課程 | ヘアスタイリスト科 | 2年 | 40名 | 1 | 40名 | 80名 | 2 | 昼間 |

2 在学年限は、4年を超えないものとする。

(学年及び学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は次の通りとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 「国民の休日に関する法律」に規定する日

(3) 創立記念日

(4) 夏季休業日 7月25日から8月31日

(5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日

(6) 春季休業日 3月18日から4月7日

2 前項の規定に関わらず学校長が認める場合には、休業日の変更及び休業日であっても授業を行なうことができる。

第3章 入学、休学、退学

(入学資格)

第8条 本校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び卒業見込みの者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業したと同等以上の学力があると認められた者で、満18歳に達した者

(入学時期)

第9条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(出願手続き)

- 第10条 入学志願者は、指定の期日までに次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。
- (1) 入学願書
 - (2) 受験票
 - (3) 最終学校の卒業証明書
 - (4) 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (5) 高等学校又は中等教育学校の調査書又は最終の出身学校の成績証明書
 - (6) 学校教育法施行規則第64条第4号に該当する者については、大学入学資格合格証書又は合格証明書及び高等学校卒業程度認定試験合格証書又は合格証明書
 - (7) その他学校長が必要と認める書類
- 2 前号の手続きを修了した者に対して入学試験を行い、入学を選考する。

(入学者の選考)

- 第11条 入学志願者の選考は、特別奨学生入試、推薦入試、一般入試を行ない、その結果を総合的に判断し、学校長が教職員会議を経て合格者を決定する。
- 2 入学試験は、作文試験及び面接試験等を行う。
 - 3 入学試験及び選考に関し、必要なことは別に定める。

(入学手続及び入学許可)

- 第12条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日迄に関係書類と入学金等納付金を添えて提出しなければならない。
- 2 学校長は前号の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

(休学)

- 第13条 学生が病気やその他やむを得ない事由で1ヶ月以上授業に出席することができない時は、その理由を明記し、休学を願い出て許可を受けなければならない。
- 2 前号の休学期間は、1回の願い出について1年以内を原則とし、通算して2年を限度とする。
 - 3 休学期間は、在学できる期間に算入しない。
 - 4 学校長は必要があると認めた時は、学生に休学を命ずることがある。

(復学)

- 第14条 前条の規定により休学中の学生が復学しようとする時は、その事情を明らかにした書類を添えて、復学を願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第15条 学校長は、次の各号の一つに該当する者を除籍することができる。
- (1) 死亡の届出のあった者
 - (2) 失踪の宣告のあった者

(退学)

- 第16条 病気やその他のやむを得ない事由により学生が退学しようとする時は、その事情を明らかにした書類を添えて、退学を願い出て学校長の許可を受けなければならない。

(再入学)

- 第17条 本校を退学した者で、退学前と同一の学科への再入学を志願する者がある場合は、学校長は学科の欠員のある場合に限り、選考の上、教職員会議の議を経て、相当の学年次に再入学を許可することがある。
- 2 再入学の試験その他必要な事項は別に定める。

(転入学)

- 第18条 転入学は、美容師法に基づき指定された美容師養成施設相互間においてのみ認める。
- 2 転入学しようとする生徒が修業期間内に定められた教科科目が履修できるよう、既に履修した教科科目及びその時間数を検討した上で、教職員会議の議を経て学校長が許可することがある。
 - 3 前項の場合、既に履修した時間は、美容実習を除いて本校において修得したものとみなす。

(忌引)

- 第19条 忌引き日数は次の通りとする。
- (1) 一親等（父母）は7日以内
 - (2) 二親等（祖父母、兄弟姉妹）は3日以内
 - (3) 三親等（伯父叔父、伯母叔母）は1日以内

第4章 教育課程、単位数及び履修方法

(教育課程及び単位数)

- 第20条 本校の教育課程及び単位数は、《別表1》の通りとする。

(授業時間数と授業日数)

- 第21条 一授業時間は50分を原則とし、1日6時間以内とする。
- 2 週当り授業時間数は30時間以内とする。
 - 3 1年間の授業日数は30～34週の範囲内で構成する。

(成績評価)

- 第22条 成績の評価は、学期末において定期試験の成績及び平素の成績、作業成績、レポート、出席状況を総合的に勘案して課目担当教員が判定する。
- 2 成績の評価は次の区分によって評定し、「C」以上を合格とする。
 - 「A」 80点以上
 - 「B」 70点以上80点未満
 - 「C」 60点以上70点未満
 - 「D」 60点未満
 - 3 当該課目の履修認定については、定められた授業時間数の5分の4以上の出席を必要とし、規定教科課目については、規定時間数以上の時間を必要とする。

(定期試験、追試験及び再試験)

- 第23条 定期試験は、美容基礎課目について各学期1回以上実施する。
- 2 各授業課目について、出席を要する日数の5分の4未満の出席者は、原則としてその授業課目の定期試験を受ける資格を有しない。
 - 3 定期試験の成績が合格に達しなかった学生に対しては、追試験を行なうことがある。この場合には、所定の受験願に受験料を添えて提出しなければならない。
 - 4 やむを得ない理由により定期試験を受けることが出来なかった学生に対しては、再試験を行なうことがある。

(他の教育機関等における修得時間数等の認定)

- 第24条 学生が本校に入学する以前に大学、短期大学及び専門学校において履修し修得した授業課目の時間及び単位を、本校の教育課程に共通する授業課目について教育上有益と認められる場合に限り美容実習を除き履修したものとみなすことができる。
- 2 前項における時間数を単位数として換算する場合、本校の卒業に必要な美容専門課目の総授業時間数又は総単位数の4分の1を超えない範囲とする。
 - 3 修業年限は短縮することはできない。

第5章 進級認定及び卒業認定

(進級認定)

- 第25条 進級認定は、第1学年次に定める授業課目を履修し、進級に必要な単位（時間数）を修得した者に対し、教職員会議の議を経て学校長が進級を認定する。
- 2 学校長は、出席状況が定められている基準に満たない学生に対し、進級を認めないことができる。
 - 3 学校長は、当該年度に納める学納金を納入していない学生に対し、進級を認めないことができる。

(卒業の認定)

- 第26条 卒業の認定は、本校に定められた修業年限以上在学し、所定の全課目を修得した者について、教職員会議の議を経て学校長が卒業を認定する。
- 2 定められた出席授業時間数の5分の4未満の者及び規定教科科目については、規定出席時間未満の者は、卒業を認めない。
 - 3 学納金を滞納し、催促を受けても納入しない者は卒業を認めない。
 - 4 学校長は卒業を認定した者には、卒業証書を授与する。

(国家資格等の授与)

- 第27条 第25条の規定によりヘアスタイリスト科を卒業した者には、次の資格を授与する。
- (1) 美容師法に基づき、美容師国家試験受験資格を授与する。

第6章 褒章・賞罰

(褒章)

- 第28条 学業成績優秀な学生や出席状況良好な学生に対し、教職員会議の議を経て、学校長の判断で褒章することがある。

(懲戒)

- 第29条 懲戒は、説諭、謹慎、停学及び退学とする。
- 2 次の各号の一つに該当する者は退学を命ずることがある。
 - (1) 学校の秩序を乱し、その他の学生の本分に反する行為のあった者
 - (2) 休学期間が2年を超える者
 - (3) 休学期間を除き、定められた在学期間を超える者
 - (4) 各年次終了時において、特別の事情なくして所定の成績を修める事ができず、成業の見込みがないと認められた者
 - (5) 学費その他の納付金を、所定の期間中に納入しない者
 - (6) 正当な理由もなく出席が常でない者
 - (7) 学則、その他の規則に違反した者

第7章 入学検定料、入学金及び授業料など

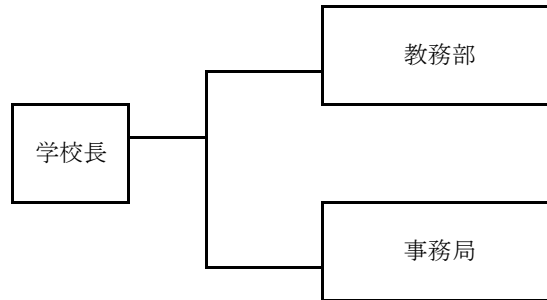
(入学考査料、入学金及び授業料等)

- 第30条 入学考査料、入学金及び授業料等は、《別表2》の通りとする。
- 2 入学金、授業料の納入方法
 - (1) 入学金は指定の期日までに前期分の授業料とともに納入しなければならない。
 - (2) 授業料は前期分と後期分の2回に分け指定の期日までに納入しなければならない。
 - (3) 復学の場合の授業料は、その学期の授業料等学費の全額を、復学した月末までに納入しなければならない。
 - 3 原則として、一旦納入された納入金は返還しない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、学校長の判断のもと返還することができる。
 - (1) 入学手続時の納入金を納めた者で、入学年度前日までに入学を辞退した者については、納入者の申し出により入学金を除く授業料等を返還することができる。
但し、推薦入学試験により入学許可を得た者を除く。
 - (2) 前期分授業料又は後期分授業料等を各学期開始までに納入した者で、各学期開始までに退学した場合は、納入者の申し出により、前期分又は後期分の授業料を返還することができる。
 - (3) その他特別な事情があると、学校長が認めた時。

第8章 教職員組織

(組織)

第31条 本校は、以下のような組織で学校の運営にあたる。



(教員組織)

第32条 本校には、次の職員を置く。

- (1) 学校長 1名
 - (2) 専任教員 4名以上
 - (3) 非常勤講師 5名以上
 - (4) 事務職員 2名以上
- 2 各クラスにはクラス担任を置く。

(教職員会議)

第33条 本校には、重要な事項を審議するために教職員会議を置く。

- 2 教職員会議は、学校長、専任の教員、事務局長をもって組織する。
- 3 教職員会議が必要と認める時は、職員会議に関係者を出席させて、意見を聞くことができる。
- 4 教職員会議は、この学則に定めるもの他、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。
 - (1) 学則その他重要な規定の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 学科の設置並びに改廃に関する事項
 - (3) 教育課程及び教員組織に関する事項
 - (4) 教育研究の施設及び設備の設置、廃止等に関する事項
 - (5) 学生の定員に関する事項
 - (6) 学生の入学、退学、休学及び卒業等に関する事項
 - (7) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
 - (8) 学生の試験及び成績に関する事項
 - (9) 学生の更生補導に関する事項
 - (10) 教育研究の予算に関する事項
 - (11) その他、学校の運営に関する事項
- 5 教職員会議の運営に関し必要な事項は、教職員会議の議を経て学校長が定める。

第9章 雑 則

(自己点検・評価)

第34条 本校は、教育研究水準の向上を図るとともに、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

- 2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定めめる。

(奨学金)

第35条 奨学金については、別に定める。

(寄宿舎)

第36条 寄宿舎に関する事項は、別に定める。

(図書館)

- 第37条 本校に図書館を置き、学生及び教職員の研究、学習に資する。
2 図書館及び図書閲覧に関する規定は別に定める。

(健康診断)

- 第38条 学生及び教職員の健康を保持するため健康診断を行う。
2 健康診断は、毎年1回以上定期的にこれを行う。

(改廃)

- 第39条 この学則の改廃は、教職員会議の議を経て理事会の承認を受けなければならない。

(細則)

- 第40条 この学則の施行に関して必要な細則は別に定める。

- 附 則 この学則は、平成20年4月1日より施行する。